

特殊詐欺に係る警告電話の継続実施について

令和6年4月24日

警察庁丁組二発第154号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長から

警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、

各道府県警察（方面）本部長宛て

（概要）

被疑者の出頭を促すとともに、被害を防止することを目的として、犯行に使用された電話番号に繰り返し架電することにより、その番号を事実上使用できない状態にする警告電話の実施要領について指示したものである。

主な内容は、

- 警告電話の概要
- 警告電話の実施要領

である。